

第 4 7 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 7 年 4 月 1 1 日 (金)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 第 1 委員会室

付議事項

1 議会基本条例の改正について

2 その他

山陽小野田市議会基本条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
前文 地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。 そのような時代にあって、市民による厳粛な信託によって選ばれた<u>議員</u>によって構成される議会と市長が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。 議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。 また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さんに努め市民の負託に応えなければな	前文 地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。 そのような時代にあって、市民による厳粛な信託によって選ばれた<u>市長と議会</u>が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。 議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。 また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さんに努め市民の負託に応えなければな

りません。

これらのことを実現するために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、もって市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会であること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会であること。
- (5) (略)

これらのことを実現するために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2)・(3) (略)
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) (略)

(会派)

第4条 (略)

2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

(自由討議の保障)

第6条 (略)

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、又は審査して結論を出す場合、議員又は委員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問又は質疑を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

(委員会の運営)

(会派)

第4条 (略)

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

(自由討議の保障)

第6条 (略)

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査等を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

第5章 市民と共に行動する議会

(参考人制度及び公聴会の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

第6章 説明責任を果たす議会

(議会広報の充実)

第26条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、独自の視点から分かりやすく情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

第5章 市民と共に行動する議会

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

第6章 説明責任を果たす議会

(議会広報の充実)

第26条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。